北海道

～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報

第49号
2025.11.28

ウェブ会議で勧誘されたプログラミング講座。契約してしまったけど、クーリング・オフできる？

事　例

©KANAGAWA2013

知人から紹介され、プログラミング講座の受講についてウェブ会議で説明を受けた。16万円の講座を案内され、そのまま申し込んでしまったが、よく考えると高額なため解約したい。契約書面にはクーリング・オフ対象外と書かれているが、解約できるだろうか。（２０代 男性）

ひとことアドバイス

北海道消費者教育PRｷｬﾗｸﾀｰ「ちえ子さん」

- ○ ウェブ会議システムを利用して勧誘を受け契約した場合は、特定商取引法の「電話勧誘販売」に該当する可能性があります。
- ○ 「電話勧誘販売」に該当する場合、契約書面にクーリング・オフの対象外となる旨の記載があったとしても、法定書面を受け取った日から８日間は、クーリング・オフ（契約の解除）を申し出ることが可能です。
- ○ クーリング・オフは書面（はがきなど）または電磁的記録（電子メールやウェブフォームなど）で行います。発信の記録が残るよう、特定記録郵便を利用したり、メールやスクリーン・ショットで証拠を残しておきましょう。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html

困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター　受付時間　平日／午前９時～午後４時３０分

相談専用電話　050-7505-0999

消費者ホットライン※　188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者教育PRｷｬﾗｸﾀｰ「かしこしか」